

千葉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月24日

千葉市長 神谷俊一

千葉市規則第70号

千葉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

千葉県建築基準法施行細則（昭和59年千葉市規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(概要書等の閲覧) 第25条 [略] 2 概要書等の閲覧日は、千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日以外の日とし、その閲覧時間は、午前9時から <u>午後5時15分</u> までとする。 3～6 [略]	(概要書等の閲覧) 第25条 [略] 2 概要書等の閲覧日は、千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日以外の日とし、その閲覧時間は、午前9時から <u>午後5時</u> までとする。 3～6 [略]

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。